

増える不払い残業

—みんなで法違反をなくそう!—

「タイムカード打刻後の時間外が3人にひとり」というアンケート結果がでました（8月調査3600人が回答）。

昨年より10%も増加しています。「タイムカード打刻について、実働しているにも関わらず、ほとんど私用などと記入している現状は、変である。なぜそうまでして打刻しなければならないのか、病院の体面だけ？（病棟看護師）」、「プリセプター、サマリー、看護計画立案、修正など時間外になることが多い。しかし、請求はしづらく自ら行う勇気はない（病棟看護師）」・・・数えきれない悲痛な声が寄せられています。



12月からサービス残業改善月間

また、アンケートが本当に活かされるようにと強い希望もたくさん出されました。

厚生連労組では、月間を設け、何がサービス残業になるのか資料を提供していきます。さらに、不払い残業が恒常化している職場について請求できるように具体的取り組みも行っています。

厚生労働省も県労働局も労働基準監督署も不払い残業なくすことを推奨し、それが会社のイメージアップ・人材確保に貢献するのだとしています。

何と云っても現状を変えるのは一人ひとりの行動です。



臨時・嘱託職員・定時職員から地域職員への変更後の「12月特別手当支給」についての申し入れ

会は、10月から地域職員制度を導入し、これに伴い、臨時・嘱託職員・定時職員から地域職員に移行した職員がいます。

この職員について会は、12月特別手当支給において、10月以前の勤務実績を勘案せず、支給額を逡減するとしています。その場合、当該者は不利益となります。

今回の地域職員への移行は、会の制度変更に伴うものであることから、勤務実績を勘案して支給するよう申し入れます。（12月5日申し入れ）

一人ひとりが自覚をもって、自分の体を守り、みんなで協力して違法な実態をなくし、働きやすい職場をつくろう